

誘導施設（機能）一覧

地域拠点	笠原地区	
都市機能	施設（機能）種別	地区内に立地する施設
	○：現在立地する施設（機能）を維持 ◎：現在立地している施設（機能）の充実 ●：現在立地していない施設（機能）を誘導	○：都市機能誘導区域内に立地する施設（機能） ・：居住誘導区域内に立地する施設（機能）
行政	市役所	—
	○地区事務所	○笠原事務所
教育文化	図書館	○図書館笠原分館
	○文化会館・博物館・美術館	○モザイクタイルミュージアム
商業	○大規模小売店舗（生鮮食品を扱う店舗）	○笠原ショッピングプラザ・マイン
	○食品スーパー	○オオマツフード笠原店 ○マルナカストアー
金融	○銀行・信用金庫・ＪＡバンク・郵便局 （ＡＴＭ除く）	○東濃信用金庫笠原支店 ○ＪＡとうと笠原支店 ○多治見笠原郵便局
医療	病院	—
	○診療所	○笠原診療所 ○藤井医院 ○後藤医院
福祉	福祉センター	○かさはら福祉センター
	保健センター	—
	◎高齢者福祉事業所（訪問系）	（ライフサポート花ももが居住誘導区域に隣接した市街地区域に立地）
	◎高齢者福祉事業所（通所系）	○笠原在宅老人デイサービスセンター ○かさはら陶生苑デイサービスセンター
	高齢者福祉事業所（小規模多機能）	—
	●高齢者向け住宅 （サービス付き高齢者向け住宅）	—
	●高齢者向け住宅（住宅型有料老人ホーム）	—
	◎障がい者福祉事業所 （障害福祉サービス事業所（訪問系））	—
	◎障がい者福祉事業所 （障害福祉サービス事業所（日中活動））	○なごみの社かさはら
子育て支援	○子育て支援センター・ひろば	○わくわくひろば（笠原児童館内） ○きらきらルーム（笠原保育園内）
	○児童館・児童センター	○笠原児童館
	○幼稚園	—
	○保育園	○笠原保育園
	○認定こども園・小規模保育事業所	—
備考	※高齢者福祉事業所及び高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム）については、市全域の施設（機能）の総数は維持した上で、都市機能誘導区域外から区域内へ移転することで誘導・充実を図るものとします。	

：当該地区の誘導施設ではない

2 用語集

索引	用 語	解 説
あ	空き家・空き地バンク	空き家・空き地の物件情報を移住希望者のために自治体ホームページ上などで提供する仕組みのこと。多治見市においては2019（平成 31）年 4 月から「多治見市空き家・空き地バンク」の運用開始を予定している。
	アクセス	情報に対する操作や交通手段の連絡等の総称。目的地への交通手段（道路網や公共交通等）による接近や利便性のこと。
	内環状道路	多治見市において、中心市街地の周囲をまわるように計画された道路のこと。具体的には、国道 248 号バイパス、（都）上山平和線、（仮称）平和太平線等により構成される。
か	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水すること。
	狭あい道路	幅員が狭く自動車の通行に支障をきたす道路。
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域。
	区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。一般にこの区域区分を行うことを「線引き」という。
	公共施設適正配置計画	公共施設のあり方を様々な視点から評価・検証し、施設ごとの具体的な取組み方法や内容、スケジュールなどを検討した結果をまとめた計画。
	洪水浸水想定区域	水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が想定災害規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域。
	交通結節点	鉄道やバスなど、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」の役割がある。具体的には、鉄道駅やバスターミナルなど。
	国勢調査	統計法に基づき、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする統計調査で、国や市区町村の人口や世帯の状況を調査するもの。
	コミュニティバス	比較的少数のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、従来の路線バスを補う公共交通サービス。本市では「ききょうバス」の愛称で親しまれている。
	コンパクトシティ	市街地内の低未利用地の活用による環境保全や既存の都市機能の有効活用による集約的なまちのこと。経済的な効率性の向上等が期待されている。
さ	サービス付高齢者向け住宅	高齢者のための居住で、見守りサービスが付いたバリアフリー構造の賃貸等の住まいのこと。
	サイクル&バスライド	自転車とバスの乗り継ぎシステム。都心部への交通手段としてバスが選択利用されることで都心部の交通混雑緩和、自動車事故防止、駐車需要の抑制などに役立つ。

索引	用語	解説
	3次医療機関	地域の医療機関相互の機能分担と機能強化を目的とした区分で、3次医療とは、脳卒中、心筋梗塞などの生命が危険な状態にある患者や、集中治療室での治療が必要な小児や未熟児などを対象とした高度、特殊、専門的な医療であり、大学病院や救命救急センターのほか、疾病の種類によって急性期や重篤な患者に対する治療を行う医療機関のこと。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に開発・整備を進める区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生開発法に基づき建築物及び建築敷地の整備ならびに公共施設の整備に関する事業ならびにこれに附帯する事業。
	地場産業	特定の地域に、その地域の資源や労働力等を背景として古くから発展し、定着している産業。本市においては陶磁器産業。
	住宅ストック	市内に建築されている既存の住宅。
	新エネルギーシステム	中小水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電などの非化石エネルギーのこと。
	人口集中地区（DID）	人口密度が40人/ha以上の区域が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される市街地の規模を測る指標。
	総合計画	総合的かつ計画的に市政を運営するために定める本市の最上位の計画。
た	地域内交通	多治見市において、郊外地域（既成市街地・住宅団地）と交通結節点をつなぎ日常生活圏の移動を確保する交通手段。
	地域包括ケアシステム	適切なサービスを利用しながら、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を継続できるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域の仕組み。
	地域力向上推進事業	防犯や防災、教育、自治など地域が抱える問題・課題を住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な活動を支援する事業。
	地区計画制度	良好な住環境を形成し保全するため、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めた地区単位の計画のこと。土地や建物の所有者等、市民が主役となって話し合いを行い、地区独自のルールを細かく定めるもの。
	超高齢社会	総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が21%超の状態。

索引	用語	解説
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにも係らず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することによりこれらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画運用指針	国が、都市政策を進めていく上で都市計画制度の運用に関する原則的な考え方を示したもの。
	都市計画区域マスタープラン	正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の基本的な方針。
	都市計画道路	都市の骨格を形成する基盤施設として都市計画決定された道路。
	都市計画マスタープラン	正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、略称は「都市マス」といわれる。市が創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めたもの。
	都市のスポンジ化	都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。
	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。
	徒歩圏の人口カバー率	ある地点から歩いて行ける範囲（半径800mの区域）に居住する市民の割合。
な	内水氾濫	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。
	2次医療機関	入院を要する救急医療を担う医療機関であり、3次医療機関以外のものであって、都道府県が作成する医療計画に基づき整備を進めるもの。
	認定長期優良住宅	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された長期にわたり良好な状態で仕様するための措置が講じられた優良な住宅。
	ネットワーク型コンパクトシティ	都市機能を中心市街地に集約させるとともに郊外地域と中心市街地とをバスなどの公共交通で結ぶ多治見市が目指す都市計画の姿。

索引	用 語	解 説
	農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、都道府県知事が指定する地域。
は	バリアフリー	障がいのある方にとって障壁（バリア）となる段差をなくしたり、手すりやロープ、点字ブロックの設置等を進め、だれでも快適に暮らせる建物づくり、まちづくりを行うこと。また、段差など物理的な障壁のほか、心理的、制度的な障壁も含めた全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ヒートアイランド現象	都市部が周辺域より高い温度になっている現象で、等温線を結ぶと島状になる。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどが要因とされ、風の弱い晴れた夜に顕著になる。
	風致地区	都市の風致を維持するため定める地区。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などについて市の条例で規制されている。
	保安林	災害の防止、公衆の保健、風致の保全その他公共の目的を達成するために、森林法に基づき指定された森林。
ま	まちの空洞化	特に中心市街地において、都市機能の郊外化により商業機能の低下や賑わいが喪失するとともに、人口密度が低下したまちの状態。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
や	誘導施設	居住者の共同の福祉や利便の向上を図る医療施設や高齢者福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業施設、行政施設などのこと。
	用途地域	都市計画法・建築基準法によって定められている用途地域の区分により、土地利用を計画的に誘導していく制度。
ら	リーマンショック	国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などのこと。
	リノベーション	既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。
	路線バス平日昼間上限運賃低減制度	平日昼間の市内での乗降を対象に路線バスの上限運賃を200円とし、路線バスの利用促進を図る制度。

【各課の略称】

企防：企画防災課	公施：公共施設管理室	総務：総務課	税務：税務課
高福：高齢福祉課	子支：子ども支援課	産観：産業観光課	環境：環境課
くら人：くらし人権課	都政：都市政策課	開指：開発指導課	市街地：市街地整備課
道河：道路河川課	建住：建築住宅課	緑公：緑化公園課	